



文部科学大臣賞を受賞しました

平成22年度子ども読書活動優秀実践図書館

子ども読書の日である4月23日に、東京代々木にある国立オリンピック記念青少年総合センターで開催された『子どもの読書活動推進フォーラム』において、南丹市立図書館が、子どもの読書活動優秀実践図書館として表彰されました。この賞は、市民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について優れた実践を行っている学校、図書館および団体・個人を顕彰するものです。

お世話になった講師の先生

- ◇長谷川 義史氏 (絵本作家)
「いいから いいから」シリーズなど
- ◇あきやま ただし氏 (絵本作家)
「へんしん」シリーズなど
- ◇川端 誠氏 (絵本作家)
「落語絵本」シリーズなど
- ◇金原 瑞人氏 (翻訳家)
A. シアラーの作品などを翻訳
- ◇水谷 修氏 (青少年問題研究所主宰)
「夜回り先生」など



▲あきやまただしさんの絵本ライブ (知井小学校)

南丹市では、文部科学省より平成21年度『子ども読書の街づくり』推進事業の委託を受け、市内の小中学校の児童生徒を対象にオーサー・ビジット事業を展開しました。絵本作家や翻訳家を招き、学校の授業を通して、子どもたちの読書意欲の向上を喚起する取り組みなどが高く評価されたものです。今回の受賞をひとつの通過点として、さらなる子どもの読書活動を支援していきます。ご家庭でも、子どもの読書活動への一層のご理解をお願いします。

暮らしと
ホッと

—第7回—
消費生活情報

さまざまな相談事例

●インターネットでの取引

Q インターネットで商品を買いました。イメージと違っていい場合、返品はできますか？

A 通信販売には「クーリングオフ」制度はありませんが、広告の中に「返品に関する表示(返品特約)」がある場合は商品の引き渡しを受けた日から8日間は契約の申し込みの撤回・解除ができます。ただし、送料は購入者負担となります。まずは返品表示があるか確かめましょう。

(アドバイス)

後で返品についての表示を確かめようとしても画面がなくなっていることもあります。注文品に関する表示画面の保存をお勧めします。

●クーリングオフ妨害

Q 訪問販売で商品を購入しました。クーリングオフしようと

したところ「その商品は対象外です」と断られました。後で調べるとクーリングオフできたはずですが、期間を過ぎた場合どうしたらよいでしょうか。

A 事業者がうそを言ったり、脅したりしてクーリングオフができなかった場合は、期間が過ぎてもクーリングオフが可能です。悪質な事業者で取り合ってもらえない場合などは消費者センターに相談しましょう。

(又モ)

特定商取引法の改正により、一部の例外を除き、原則すべての商品と役務がクーリングオフの対象となりました。

●送りつけ商法対処法

Q 注文していないカニが代金引換の宅急便で送られてきた。どうしたらよいでしょうか。

A 配達人に受け取り拒否の意思を伝えたいので、送り主の住所・氏名などを記録しておきます。注文していなければ、はっきり拒否しましょう。

(又モ)

業者が一方的に「商品を送ります」と電話してきて、返事を待たずに送りつけてくるという手口があります。あわてず対処し、代金を払ってしまった場合は消費者センターに相談しましょう。